

第42回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 議事概要	
日 時	平成30年8月23日（木） 10時00分～12時00分
開催場所	横浜市開港記念会館 1号室
出席者	東委員、井汲委員、井上委員、小堤委員、大原委員、川島委員、小泉委員、清水委員、下村委員、白石委員、鈴木委員、中村（香）委員、中村（美）委員、仁木委員、橋本委員、松澤委員、森委員、八木委員（18名）
欠席者	赤羽委員、甘粕委員、金子委員、滝口委員、中原委員、松浦委員（6名）
開催形態	公開（傍聴者なし）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]の原稿案及び市民意見公募について （2）福祉のまちづくり条例整備基準[公共交通機関の施設]の改正等の検討について 3. 報告 <ol style="list-style-type: none"> （1）横浜市バリアフリー基本構想について （2）横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について （3）29年度及び30年度横浜市福祉のまちづくり条例推進事業について 4. その他
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]原稿案について、意見公募の実施や原稿案の大筋の内容が了承された。（推進会議委員からいただいたご意見は事務局で検討し、必要に応じマニュアルに反映する。） ・福祉のまちづくり条例施設整備基準[公共交通機関の施設]の改正等の検討について、具体的には専門委員会で進めることが了承された。また、専門委員会の委員を追加すること、及びそのメンバーについて、了承された。
資料・特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第42回横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第 ・第11期 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿 ・平成30年度 横浜市福祉のまちづくり推進会議 庁内関係者名簿 ・改正横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]原稿案（資料1） ・改正横浜市福祉のまちづくり施設条例整備マニュアル[建築物編]の原稿案及び市民意見公募について（資料2） ・ユニバーサルツーリズム推進事業の概要（資料2別紙） ・福祉のまちづくり条例施設整備基準[公共交通機関の施設]の改正等の検討について（資料3） ・交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて（資料3別紙） ・横浜市バリアフリー基本構想について（資料4） ・横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について（資料5） ・平成29年度横浜市福祉のまちづくり推進に関する社会福祉協議会事業の福祉啓発事業報告について（資料6） ・平成29年度福祉のまちづくり推進事業の報告について（資料7） ・平成30年度福祉のまちづくり推進事業 予算概要（資料8）

第 42 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議議事概要

大原会長	<p>■議事（１）改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]の原稿案及び市民意見公募について</p> <p>お気付きの点からご意見をいただきたい。</p>
井上委員	<p>聴覚障害者への対応について記述が少ない。聴覚障害者への必要な配慮はたくさんある。ここで指摘するには時間が足りないので、改めてレポートを提出し意見を出したいが良いか。また意見公募の周知方法はどのようなか。広報等に掲載するのかわ。2点お聞きしたい。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>意見公募の周知は、横浜市のホームページに掲載してご意見をいただくことを予定している。</p>
井上委員	<p>分かりました。一番目の質問については、後でレポートを提出したいと思う。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>レポートでいただいたご意見は事務局で対応させていただく。</p>
大原会長	<p>他の委員の方も、個々にチェックしたご意見があれば、事務局に提出してもらえればと思う。</p>
白石委員	<p>マニュアル原稿案 99 ページの図 9-1 について、車いす使用者用便房は2つ必要か。</p> <p>また、116 ページからの「浴室、シャワー室又は更衣室」の図について、脳性マヒ者の場合、多い時は3人が介助に入るが、そのスペースがあるか。宿泊の場合、入浴介助が大きな障壁です。</p> <p>123 ページの図 11-2 について、シングルルームは介助者がいない場合、ベッドは可動式でベッドの向きの変更が可能であることや浴槽の底に置く滑り止めマット、リクライニング式の可動型特殊寝台ベッド、電動車いすのバッテリーを充電するための電源コンセントの設置など、ハード面のサポートが必要だ。</p> <p>127 ページからの「客席及び舞台」について、客席は車いす使用者でも自由に選択できると良い。私の場合、席が前過ぎると頸椎を痛め、後ろ過ぎると弱視で見えない。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>99 ページの図 9-1 について、2つの車いす使用者用便房は、腰掛便座の脇にあるL型手すり及び可動式手すりの向きが左右で異なっている。片麻</p>

	<p>痺の方は麻痺している側が各々異なるため、左右別々にあった方が使い勝手が良いことから、スペースに余裕があれば、向きの異なる車いす使用者用便房を2つ設置することが望ましいことを示す意図でこのような図としている。</p> <p>116 ページからの「浴室、シャワー室又は更衣室」では、117 ページの図 10-1 の共同浴室と、118 ページの図 10-2 の個別浴室の2つがあるが、どちらの図についてのご意見か。</p>
白石委員	<p>118 ページの図 10-2 について、車いすの回転スペースはあるが空間が狭いように感じる。ここのスペースの寸法はどのぐらいか。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>図では洗い場及び脱衣室の空間は車いすの回転スペースの空間を設けるよう示しているが、特に部屋の寸法については定めていない。車いすの人が利用することができる空間の目安として150cmの回転円が入ることを最低条件としている。よって、ご指摘いただいた部屋そのものの大きさについては具体的な寸法ではなく、考え方を示している。</p>
白石委員	<p>障害者の単独での使用を想定しているのか。あるいは、介助者がいることも想定しているのか。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>単独での利用も想定するとともに、介助者が同伴することも想定している。例えば、浴槽付近に可動式移乗台があるが、単独での利用の際も活用していただくこともできるし、介助者がいる場合は可動式移乗台を外して、浴槽の脇に回りこみ、体を抱えることも可能である。どちらかの状況のみを想定したわけではない。</p>
白石委員	<p>介助者は何人ぐらい入れるか。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>介助者が何人までということは想定していないが、介助者がいる場合も利用しやすい設計の一つとして紹介している。</p>
白石委員	<p>99 ページの図 9-1 は、何の施設に設置されたトイレを想定しているのか。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>99 ページの図はトイレの構成要素の考え方を示しているもので、特定の施設の用途や目的等のシチュエーションを想定した図ではない。</p>
白石委員	<p>車いす使用者用トイレは2つ設ける必要があるのか。 特定の階にいくつも集中してあるより、全ての階にあった方が良い。</p>

事務局（福祉保健課担当係長）	<p>トイレの数については、基準として新たに数を加えているわけではない。車いす使用者用便房を複数設ける場合には、いろいろな使い勝手ができるようにすることが望ましいということを示している。また、車いす使用者用便房を1箇所にしなればいけないというものでもない。</p>
大原会長	<p>時間にも限りがあるので、今いただいた意見の対応を基本的にマニュアルの中に盛り込んでいければ良いと思う。数については、例えばホテルや旅館の場合は、客室の数が100を超える場合は1以上の車いす使用者用客室を設けることになっており、そこにつけるシャワー室・浴室等については基準が決められている。その時の仕様は最低水準であり、介助者が複数の場合は広めのスペースが必要というようなことは推奨水準として「望ましい整備」という表現でマニュアルに入れるのが良い。いただいたご意見のいくつかは、こういう場合にはこうすると良いという表現で反映すると良いのではないか。</p> <p>ベッドの向きも、トイレの右勝手、左勝手と同じように、客室のベッドの向きも反転した2パターン用意するとか、ベッドを可動式にし、向きを変えたり、間を離すなど、様々な利用者がそれぞれにあった利用の仕方をしたいという、多様なニーズがある。それらにどう対応すべきかをホテル事業者に考えていただければ良い。このマニュアルでも様々な利用の仕方に対応できるものが求められていることが分かるように加筆していくのが望ましい。細かいことは、事務局からもう一度直接ヒアリングしていただくと良い。</p>
井上委員	<p>資料2別紙のユニバーサルツーリズム推進事業について、旅行者に対しソフト対応が必要という話があるが、今まで聴覚障害者に対して手話とか筆談などの対応をしたことはあるか。なぜかという、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが行われ、また、2025年には現在招致活動中のデフリンピックも行われるかもしれない。その時までに対応していただけるようお願いしたい。</p>
大原会長	<p>それでは、観光の分野において、聴覚障害者へのこれまでの対応や接遇マニュアルへの記載をこれからどうしていくのか教えてほしい。</p>
文化観光局観光振興課担当職員	<p>現状では、観光案内所では聴覚障害者の方もいらっしゃるの、筆談で対応している。ユニバーサルツーリズム推進事業では、まずは車いす使用者への対応の検討を始めているが、今後は取組を進めていく中で聴覚障害者の方への対応も含めて考慮していきたい。</p>
井上委員	<p>よろしく申し上げます。</p>

仁木委員	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けてということでは、「客席及び舞台」ではサイトラインの話が掲載されているが、横浜国際プールや日産スタジアムにおいて車いす使用者のサイトラインが考慮されていなかったり、エレベーターが分かりにくいなどの動線の問題などがあるが、スポーツ競技場での対応はどうなっているか。検討してもらいたい。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>客席のサイトラインの確保は施設の構造的な改善が求められることもあり、既存の建物については対応できる場合とできない場合がある。そのため、サイトラインについてのコラムの中では前の席をあけることでサイトラインを確保するなどの運用の工夫で対応することも紹介している。</p> <p>施設そのものの構造からサイトラインを確保するという点については、これから作る建物について配慮することになる。また、オリンピックの会場については今後改修される施設については対応することも考えられる。</p>
大原会長	<p>大きなスタジアムなど数十年かに1回ぐらいしか建設されることのない施設について、このマニュアルでどこまで指導するかというのは悩ましいところだ。例えば、トイレなどはそれぞれの部屋の単位で改修が行われ、バリアフリーの配慮をすることができると思うが、スポーツ施設では、一度に大勢の人がトイレに行くというような、他の建築物とは異なる状況が想定されるため、その状況を踏まえた計画を考えなければならない。一般的な施設を想定したトイレの基準だけでうまく対応することはできないが、かといって施設ごとの特性に応じたトイレの配慮をマニュアルに盛り込むことは難しい。</p> <p>今回、東京オリンピック・パラリンピックを見据えたマニュアルの改正ということで本来であれば大規模なスポーツ施設に求められる配慮等についても触れることができると良い。市でそのような特定の用途のための整備マニュアルを作成する動きがあればぜひにと思うが、まずは市内で数多く作られる建築物に、マニュアルに記載されているバリアフリーの整備基準を反映させていくことを事務局は考えているのだと思う。</p>
白石委員	<p>「便所」について、男女共用の配慮の理由として異性介助が挙げられているが、異性での介助は障害当事者団体としてはありえないと考えている。一般的に異性介助が良いのだという誤解を生むのではないかと、非常に懸念を感じている。</p> <p>また、ユニバーサルツーリズムについては宿泊施設から障害者の単独利用が断られる場合がある。</p>
大原会長	<p>ご指摘を受けてハッとした。P. 98 の文章表現が「異性介助」が冒頭に書かれているため、異性介助を前提とした男女共用であると誤解を受け、と異性介助を誘導してしまう可能性があると感じた。ここで表現すべきなの</p>

	<p>は近年、トイレが男女共用であることが求められていること、異性介助での配慮を含めた様々な状況に対応するためであることだ。文章を工夫してほしい。</p> <p>ユニバーサルツーリズムについては、観光の分野で「〇〇さんお断り」というような利用の拒否に対してどう取り組むかということだ。何か対応しているか。</p>
事務局（福祉保健課担当係長）	<p>障害者の利用の拒否の問題は、ホテルに限らず他の業種の施設でも想定される。障害者差別解消法の理念の啓発を今以上に広く展開して行く必要がある。</p>
事務局（福祉保健センター担当課長）	<p>白石委員のご発言にあった宿泊の拒否について、実際にそのようなことがあり、ホテル等の事業者と交渉してもうまくいかない場合には、行政にも相談窓口がある。旅館の所在地にもよるが、横浜市内の施設であれば相談してほしい。</p>
井汲委員	<p>125 ページのコラムに「知的障害や発達障害のある人と話すときは」という項目があり、配慮のポイントが記載されているが、なぜここに「精神障害」が入っていないのか。精神障害の方の中には認知機能障害の人もおり、人の話を最後まで聞きとおせないこともある。「具体的にゆっくりと話す、伝わっているかどうか確認しながら話しかける」という配慮は精神障害の方にも必要だ。項目に精神障害も加えてほしい。</p>
大原会長	<p>原稿は様々な視点でチェックしてもらえばと思う。何度も見ていると色々気づくことがある。細かいところは、今後事務局に指摘してほしい。原稿案の大筋の内容や今後の手続き等については、今までの専門委員会での検討と今日の議論を踏まえたものを原稿案として発行するということがご了承いただいたこととする。</p> <p style="text-align: center;">【一同了承】</p> <p>■議事（2）福祉のまちづくり条例整備基準[公共交通機関の施設]の改正等の検討について</p>
大原会長	<p>検討の進め方について、ご意見はあるか。</p>
白石委員	<p>昨年4月に JR 京浜東北線を利用した際、乗車するのに電車を約5本見送り、時間にして40分ほど待った。</p> <p>健常者は待つことなく利用できることも、私たち障害者はできないことが多い。</p>

大原会長	ご意見として伺っておく。そういった問題も見直しの参考になる。今後ハード的な整備基準を中心に検討を行うので、他にも具体的な駅での課題や状況の情報提供があればご意見をいただきたい。
森委員	<p>少し趣旨から外れるかもしれないが、2年ほど前、市営墓地へ行った際に、その中のトイレには大勢の人が並んでおり、多目的トイレが1つだけあった。その列を清掃員の女性が仕切っており、利用者に順番に並ぶよう誘導していた。しかし、多目的トイレしか使用できない高齢の女性がトイレを利用できず困って泣いていた。私はその方を連れて、優先的に利用できるようお願いした。</p> <p>こういうこともあるので、管理事務所をはじめとする施設管理者に多目的トイレが設置されていることの意味やそのトイレしか利用できない人がいることをきちんと伝えてほしい。</p>
井汲委員	ホームからの転落防止について、視覚障害の方の転落事故に対する防止策という目的が大きいのかかもしれないが、精神障害者にとってもホームドアは重要だ。JRにはホームドアがほとんどない。飛び込みによる人身事故が発生することもあるように、ちょっとした心の揺らぎで飛び込んでしまうことがある。バリアフリーという目的とは違うかもしれないが、ホームドアの設置は精神障害者にとっても切なる願いだ。
白石委員	交通機関のバリアフリーということだが電車に乗ると、車内で持ち物、特に学生のかばんなどが頭にぶつかり、痛い思いをしている。福祉のまちづくりの取組で車いす使用者が困らないようにしてもらいたい。
大原会長	<p>今回の改正では、今ご意見をいただいた車いす使用者用トイレの目的や考え方を普及させることをはじめとして、ホームでの安全性、利用マナーや心のバリアフリーなども意識しながら検討したい。</p> <p>検討を進めるため、建築物のマニュアルの改正検討時と同様に専門委員会を作ることになる。委員は会長が推進会議に諮り承認をいただき、検討を進めていくことになる。今回は公共交通機関の施設の基準の検討ということで新たなメンバーを追加することを事務局と相談していた。専門委員会委員の案の名簿を配付するのでメンバーについて説明する。</p>
事務局（福祉保健センター担当課長）	<p>（委員名簿について説明：新たに鉄道事業者と子育て団体及び視覚障害者団体の代表者を委員として追加）</p> <p>以上のような委員の構成で検討を行っていこうと思うが、よろしいか。</p> <p style="text-align: center;">【一同了承】</p>

大原会長	それでは今後の検討のスケジュールを事務局から説明する。
事務局（福祉保健課担当係長）	（今後の検討等のスケジュールについて説明）
大原会長	議事2はこれで終了する。それでは、ここで話題提供ということで井上委員からご説明をお願いします。
井上委員	<p>金沢動物園及び都筑中央公園の障害者の駐車料金の減免に関する課題について、情報提供する。</p> <p>聴覚障害者は車を運転する人も多くいる。金沢動物園の駐車場では入場するときに駐車料金を支払わなければならない。障害者は駐車料金の減免の対象となるため、利用する場合は電話をしてほしいと、小さい文字で掲示されていた。だが、聴覚障害者は電話ができない。私は発声はうまくないが、受話器を取って話してみた。バーが上がったり、職員が駆けつけてきたりという反応が全くなかった。しばらく待ってみたが、後続車が何台もたまってきてしまったため、やむなく通常の駐車料金を支払い、入場した。過去にも高速道路で無人のところがあり、障害者は割引すると書いてあるが、電話もなかった。後続車が何台も並んでしまったが、しばらくしてやっと職員が対応してくれたことがあった。そのような事例がいくつもある。</p> <p>都筑中央公園の駐車場も、障害者への減免はないが出庫のときにお金を払うシステムになっている。もし、バーが上がらないなどのトラブルが起きたときに聴覚障害者は電話ができない。非常に不便だ。</p> <p>2つの施設を例に出したが、他の施設でも聴覚障害者が不便に感じることもある。調べて改善してほしい。また、分かりやすい絵や文字で視覚的に分かるような表示を条例で義務付けてほしい。</p> <p>今回、情報提供させていただいたのは東京オリンピック・パラリンピックと2025年のデフリンピックの開催を見込んでだ。対応していった方が良いと思う。以上、検討をよろしくお願いします。</p>
事務局（福祉保健センター担当課長）	<p>情報提供を受け、金沢動物園と都筑中央公園の駐車場について、それぞれ施設を所管している担当部署でどんな対応ができるか検討しているところだ。また、今回の事例を全庁的に共有し各所管で同様の事例がないかどうか、また、どのような対応ができるか検討を進める。</p> <p>案内表示や掲示板について、福祉のまちづくり条例でも文字の大きさやマークを使用し、分かりやすさに配慮するよう整備基準を定めているが、駐車場の減免については各施設が自主的に行っていることであるため、条例の適用対象とはならない。</p>

大原会長	<p>様々な場面で人間の対応が機械化されていくときに直面する共通の課題だと思う。聴覚障害者や高齢者だけでなく外国人対応という点も含め、分かりやすい表示、分かりやすい言葉での案内は重要な検討課題だと思う。引き続き検討していきたい。</p>
白石委員	<p>こういった案件は聴覚障害者に限らず、脳性マヒ者も困ることがある。コミュニケーションの問題があると、スムーズに買い物もできない。また、店頭から追い払われる件も少なからず見受けられる。</p>
大原会長	<p>受付や対応の問題ということで、この課題も取り上げていきたい。あとは報告が3つあるが、時間がないので手短かに報告をしてもらおう。</p>
道路局企画課計画調整担当係長	<p>■報告（1）横浜市バリアフリー基本構想について （資料説明）</p>
道路局施設課担当係長	<p>■報告（2）横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について （資料説明）</p>
大原会長	<p>バリアフリー基本構想については進捗状況を報告してもらった。 歩車道境界の段差については、まだ様々な議論の余地があるので、十分に議論を尽くしてほしい。単純に2cmを5mmにするというわけではなく、視覚障害者の安全性を確保した上で2cmの段差を最終的に5mmまで下げることなので、慎重な検討が必要である。意見があれば事務局に伝えてほしい。 時間がなくなったので、「報告（3）29年度及び30年度横浜市福祉のまちづくり条例推進事業について」は配付資料を読んでほしい。以上で会議を終了とする。</p> <p style="text-align: center;">【閉会】</p>